

記者発表

平成30年12月21日
神奈川県信用金庫協会

後見制度支援預金のお取り扱いを開始します

神奈川県内8金庫は、お客様の大切な財産をしっかりとお守りするため、後見制度支援信託と同様にご本人様のご預金が保護される仕組みで、より簡易にご利用いただける「後見制度支援預金」のお取り扱いを開始いたします。

なお、具体的な内容等、詳細に関しましては、各金庫にお問い合わせください。

【後見制度支援預金の概要】

後見制度において、ご本人（被後見人）の財産（ご預金）を不適切な引出等から保護し、安全かつ適切な管理をご支援する口座です。

神奈川県内にお住まいのお客様は、お近くの以下の信用金庫でご利用いただけます（神奈川県以外にお住まいのお客様につきましては、順次範囲を拡大する予定です）。

家庭裁判所の「指示書」で入出金や口座解約する「普通預金」ですので、安全なうえ、最低預入の制限がありませんし口座管理のための手数料もかかりません。

また、後見人が必ずしも専門職後見人である必要もありません。

なお、キャッシュカードは発行できません。

【お取り扱い開始時期】

平成31年1月7日（月）からの開始を予定しています。

【各金庫お問い合わせ先】

横浜信用金庫	045-533-3931	（事務部 担当：安川）
かながわ信用金庫	046-821-1709	（業務部 担当：望月）
湘南信用金庫	046-825-1463	（営業統括本部 担当：谷中）
川崎信用金庫	044-220-2202	（業務部 担当：吉田）
平塚信用金庫	0463-30-3555	（事務部 担当：榎本）
さがみ信用金庫	0465-24-6125	（営業統括部 担当：高浜）
中栄信用金庫	0463-81-1852	（事務部 担当：大津）
中南信用金庫	0120-61-2615	（業務部 担当：表）
神奈川県信用金庫協会	045-633-5096	（寺田）

報道などによれば、急速な高齢化の進展に伴い成年後見制度の活用が拡大する中、その制度が不正に利用されるといった被害も発生している模様です。

こうした社会的な背景を受けて、この度、信用金庫の身近できめ細かい店舗網を最大限に活かしたうえで、費用の面でもよりお手軽、かつ安全に、後見制度でご利用いただけるご預金をご提供できることとなりました。

これまでも、県内8信用金庫は、詐欺等の被害予防策として今年の10月からATMによる現金の引き出し限度額を引き下げるなど、ご高齢のお客様の大切な財産をお守りするために様々な対策を講じて参りました。

私共は、常にお客様に安心をご提供し、必要な時にご支援させていただき身近でやさしい便利な街の金庫として、これからも地域とともに歩んで参りますので、引き続きのご愛顧の程宜しくお願い致します。

神奈川県信用金庫協会会長 平松 廣司